

<p>2</p> <p>国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）</p>	<p>3</p> <p>国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）</p>	<p>4</p> <p>国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）</p>
衆		
六三、七二三	六三、七二三	
六三、七二三 (予)		
六三、七二三		
六三、七三、四	<p>内閣から節約等の措置を講ずることにより裁定を実施し得る見込みが明らかになった旨の通知があった。</p> <p>一〇、四 衆議院から自然消滅となった旨の通知があった。</p>	

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案（第百八回国会
閣法第九〇号）

要旨

本法律案は、後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）のまん延の防止を図るため、エイズの伝染の防止その他その予防に關し所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、感染者が血液凝固因子製剤の投

与により感染したと認められる場合には、医師の都道府県知事への報告を要しないとするとともに、健康診断の勧告は医師からの通報があつた場合に限ること、質問は健康診断の勧告等を行おうとする場合に限ることのほか、国等の責務等に関する修正がなされている。

一、目的

この法律は、エイズの予防に關し必要な措置を定めることにより、そのまん延の防止を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。

二、国等の責務

- 1 エイズの予防に必要な施策、教育活動等を通じた（衆議院修正により追加）知識の普及等について国及び地方公共団体の責務を規定し、国及び地方公共団体は、患者等の人権の保護に留意しなければならないこととする。

- 2 国及び地方公共団体は、エイズに関する施策が総合的かつ円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこととする（衆議院修正）。

- 3 患者等の人権が損なわれないようにすること等の国民の責務、エイズの予防に関する医師の責務を定めること。

なお、感染者の遵守事項を定めること。

三、医師の指示及び報告

医師は、その診断に係るエイズ感染者またはその保護者に対し、エイズの伝染の防止に必要な指示を行い、当該感染者の年齢及び性別、感染原因等を都道府県知事に報告しなければならないこと。

ただし、当該感染者が血液凝固因子製剤の投与により感染したと認められる場合には、報告を要しないことと

すること（衆議院修正）。

四、医師の通報

- 1 医師は、その診断に係る感染者が医師の指示に従わず、かつ、多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認めるときは、その旨並びに当該感染者の氏名及び居住地等を都道府県知事に通報するものとする。

- 2 医師は、その診断に係る感染者にエイズの病原体を感染させたと認められる者がさらに多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを知り得たときは、その旨並びにその者の氏名及び居住地等を都道府県知事に通報することができること。

五、都道府県知事健康診断の勧告等

- 1 都道府県知事は、四の2の通報に係る者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告できること（衆議院修正）。

- 2 都道府県知事は、1の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受ける

べきことを命ずることができること。

六、都道府県知事の指示等

1 都道府県知事は、四の1の通報若しくは五の2の健康診断により確認された感染者またはその保護者に対して、エイズの伝染の防止に関し必要な指示を行うことができること。

2 都道府県知事は、健康診断の勧告、健康診断の命令または必要な指示を行おうとするときは、当該職員に必要な質問をさせることができること（衆議院修正）。

七、罰則

医師、公務員等の職務上知り得た秘密の漏えい、五の2の健康診断命令に対する違反及び六の2の質問に対する虚偽の答弁について、所要の罰則を設けること。

八、出入国管理及び難民認定法の一部改正

多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあるエイズ感染者は、当分の間、本邦に上陸することができないこととする。

九、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案は、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の救済を図るため、医薬品副作用被害救済制度による給付に準じた給付の事業を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせるものであります。

次に、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案は、エイズのまん延の防止を図るため、エイズの伝染の防止その他その予防に関し所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、第一に、予防に必要な施策、教育活動等を通じた知識の普及、研究の推進等に関する国等の責務及び患者等の人権の保護について規定すること、第二に、感染源の把握及び二次感染の防止に関し、血液凝固因子製剤による感染者を除く都道府県知事への報告、感染者が医師の指導に従わない等公衆衛生上特に問題が生ずる場合の医師の通報、都道府県知事の健康診断の勧告及び命令、指示等を規定すること、第三に、医師、公務員その他の関係者に守

秘義務を課すこと、第四に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、エイズに関する出入国管理上の措置について規定すること等であります。

委員会におきましては、両案を一括して審議を進め、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案について参考人からの意見聴取を行うとともに、法案の必要性と効果、感染者等の人権擁護、感染者の潜在化、血液製剤による感染者への対応、我が国の血液行政等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案について、日本社会党・護憲共同山本理事、公明党・国民会議中西理事及び日本共産党沓脱委員よりそれぞれ反対、自由民主党宮崎理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案につ

いて諮りましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告申し上げます。

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の救済を図るため、その救済のための給付を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基金は、当分の間、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の迅速かつ円滑な救済を図るため、厚生大臣の認可を受けて、救済のために必要な事業を行う者から委託を受けて医薬品副作用被害救済制度に準じた給付の事業を行うことができることとする。

二、租税その他の公課は、基金が行う給付として支給を受

けた金銭を標準として課することはできないこと。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

五七ページ参照